

## 九州心理学会大会優秀発表賞規程

第1条（名称）本賞は、「九州心理学会大会優秀発表賞」と称する。

第2条（目的）本賞は、本学会年次大会において卓越した研究発表を表彰するもので、質の高い研究を奨励し、九州における心理学研究の発展を促すことを目的とする。

第3条（受賞資格）本賞の受賞のためには、次のすべての条件を充たしていなければならない。

1. 成果発表時に本学会正会員（一般会員・学生会員）、または学部学生臨時会員であること。
2. 所定の大会発表手続きを完了していること。

第4条（選考）選考は、次のように行い、受賞者候補者を決定する。

- 1.（選考委員会の設置）選考は、大会会長、開催県理事、事務局長、および理事会での互選によって選出された理事2名を持って構成される「九州心理学会優秀発表賞選考委員会」（以下「選考委員会」という）が行う。大会会長が選考委員長を務める。
- 2.（発表賞候補の推薦と選考基準）選考委員会は、正会員及び学部学生臨時会員の当該会における発表（口頭発表およびポスター発表）で、発表代表者が受賞資格を有するもののうち、独創性、表現力、論理性、社会的貢献度を考慮して特に優れた発表1件を、所定の様式に従って記名式で優秀発表賞の推薦を行うように一般会員に依頼する。また、これとは別に学生会員及び学部学生臨時会員の優れた発表について若手研究奨励賞の推薦を一般会員に依頼する。
- 3.（受賞候補者の決定）選考委員会は、優秀発表賞として推薦された発表のなかから、優れたものを1件程度選択する（基準を満たす優秀な発表がない場合は受賞対象なしという場合もある）。また、若手研究奨励賞として推薦されたものの中から1件程度を選択する（基準を満たす優秀な発表がない場合は受賞対象なしという場合もある）。

第5条（受賞者の公表と表彰）選考委員会は、選考経過および選考理由を付して、速やかに受賞者を公表する。また、選考委員会は、次年度の理事会にその選考結果を報告し、総会において、受賞者に対して「優秀発表賞」および「若手研究奨励賞」を授与する。

第6条（規程改廃）本規程の改廃は、理事会の議を経て行われる。

付則

1. 本規程は、2005年11月19日から施行する。
2. 本規程の改定は、2013年11月18日から施行する。